

# 大仙市耐震改修促進計画

[平成20年度～平成27年度]

平成20年11月

大 仙 市

# 大仙市耐震改修促進計画

## 目 次

<b>1 大仙市耐震改修促進計画の概要</b>	<b>3</b>
(1) 計画の法的根拠	3
(2) 計画の位置付け	3
(3) 計画の目的	3
<b>2 計画策定の背景と現状</b>	<b>4</b>
(1) 計画の背景	4
(2) 住宅・建築物ストックと耐震化の現状	5
① 住宅・建築物のストック数	5
② 住宅の耐震化の現状	5
③ 特定建築物の耐震化の現状	6
④ 市所有特定建築物の耐震化の現状	6
<b>3 大仙市で想定される地震の規模及び被害状況</b>	<b>8</b>
(1) 想定される地震の規模	8
(2) 想定される被害の規模	11
① 建築物の被害の想定	11
② 人的被害の想定	11
③ その他被害の想定	12
④ 地震被害に対する積雪等の影響	12
<b>4 計画の基本方針・目標</b>	<b>13</b>
(1) 基本方針	13
(2) 所有者等の主体的役割	13
① 所有者等の役割	13
② 建築士・建築業者の役割	13
③ 本市の役割	13
(3) 計画の対象地域・対象建築物	13
① 対象地域	13
② 対象建築物	14
(4) 住宅・建築物の耐震化の目標	14
① 住宅の耐震化の目標	14
② 特定建築物の耐震化の目標	14
③ 公共建築物の耐震化の目標	15
<b>5 総合的な安全対策</b>	<b>16</b>
① 火災に対する安全対策	16
② 倒壊、落下物に対する安全対策	16
③ エレベーター内の閉じ込め等防止対策	16
<b>6 耐震化促進の施策</b>	<b>17</b>
(1) 住宅・建築物の耐震化	17
① 耐震化の普及・啓発	17
② 耐震診断・耐震改修の促進と支援	17
③ 特定建築物・特定建築物以外の建築物の耐震化の促進	17

(2) 市所有建築物の耐震化と管理	-----	20
① 管理台帳の整備	-----	20
② 耐震性の保持	-----	20
(3) 地震時に通行を確保すべき道路	-----	20
<b>7 地震に対する安全性の向上に向けた啓発</b>		
	及び知識の普及に関する施策 -----	22
(1) 地震防災マップの作成・公表	-----	22
(2) 相談窓口の設置	-----	22
(3) 啓発及び知識の普及	-----	22
(4) 地域との連携に関する方針	-----	22
<b>8 関連施策</b>	-----	23

## 1 大仙市耐震改修促進計画の概要

### (1) 計画の法的根拠

大仙市耐震改修促進計画（以下「市促進計画」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第7項に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定します。

### (2) 計画の位置付け

市促進計画は、国の基本方針に基づいて作成された「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県促進計画」という。）を勘案して策定します。

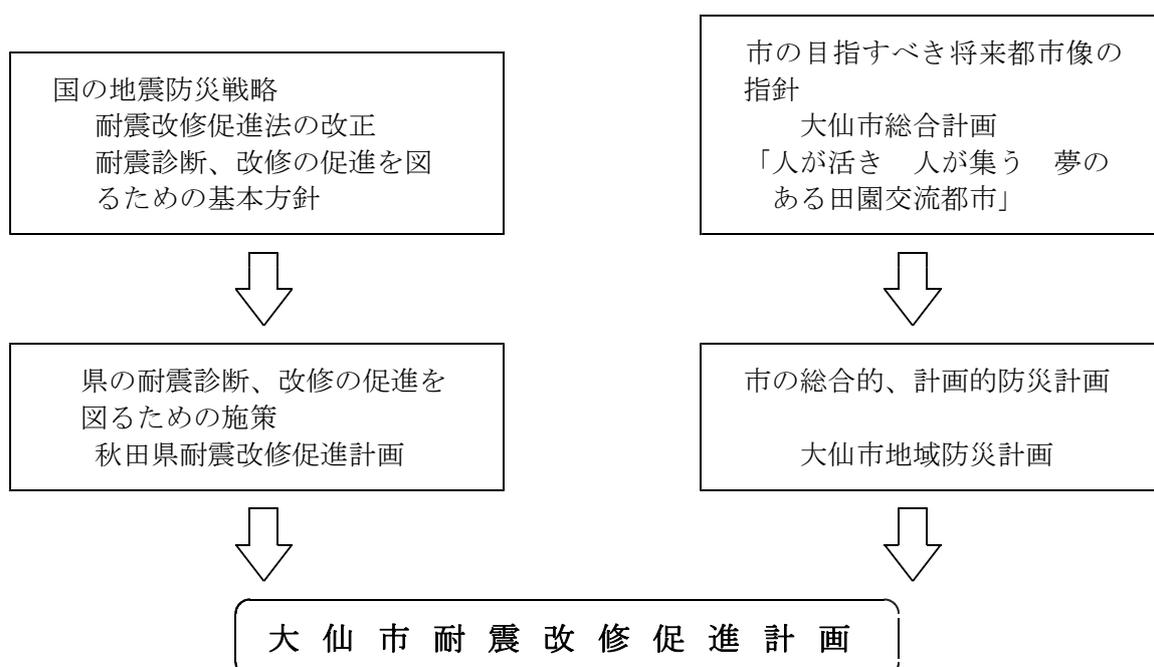
また、本市がめざす将来都市像の指針である、大仙市総合計画（平成18年6月）「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」に基づくとともに、「大仙市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。）等の基本施策との整合性を図りながら定めるものです。

### (3) 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、県及び建築関係団体等と連携して、既存建築物の耐震診断・耐震改修を総合的かつ計画的に推進するための枠組みを定めることを目的とします。

なお、計画期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間とし、必要に応じて本計画を見直すものとします。

図1-1 耐震改修促進計画の位置付け



## 2 計画策定の背景と現状

### (1) 計画の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、戦後初めての大都市を直撃した激震であり、大規模な都市災害が発生し、建築物についても多くの被害が生じ、多数の貴重な人命が失われるという凄まじい自然の破壊力を見せつけました。

この震災の建築物の被害状況において、特に昭和56年の建築基準法改正による「新耐震設計法 ※1」以前の建築物の被害が顕著であったことから、国民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、建築物の耐震改修を円滑に推進するために「耐震改修促進法」が平成7年10月27日に公布され、同年12月25日より施行されました。

最近では、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、そして今年も7月に岩手県沿岸沖地震などの大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

また、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下型地震などの発生の切迫性が指摘され、ひとたびそれらの大地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

そこで国においては、平成18年から10年後(平成27年)に、死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという観点から、住宅及び一定規模以上の建築物(以下「特定建築物」という。)の耐震化※2を、現状の75%から90%にすることを目標としました。それを達成するために、耐震改修促進法の改正が平成17年11月7日に公布され、平成18年1月26日より施行されました。

この改正では、建築物の耐震診断※3及び耐震改修※4の一層の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針及び都道府県による耐震改修促進計画の策定等が規定され、秋田県では平成19年3月「秋田県耐震改修促進計画」(以下「県促進計画」という。)を策定しています。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

※2 耐震改修・建替え等により、地震に対する安全性が確認された状態。

※3 既存建築物の地震に対する安全性を評価すること。

※4 地震に対する安全性の向上を目的として行なう改修のこと。

(2) 住宅・建築物ストックと耐震化の現状

① 住宅・建築物のストック数

本市では、平成19年度の大仙市固定資産台帳資料によると、住宅・建築物数は64,241戸あり、その内住家が35,590戸(約55%)となっています。

(表2-1)

表2-1 住宅・建築物数

	木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	その他	全建築物
住家	34,820	46	675	49	35,590
非住家	25,483	145	2,828	195	28,651
合計	60,303	191	3,503	244	64,241

※平成20年3月31日現在：大仙市固定資産台帳より

表2-2 住宅の建築時期・構造別数

	昭和44年以前	昭和45～56年	小計	昭和57年以降	合計
木造	10,404	10,305	20,709	14,111	34,820
非木造	61	205	266	504	770
合計	10,465	10,510	20,975	14,615	35,590

※平成20年3月31日現在：大仙市固定資産台帳より

② 住宅の耐震化の現状

平成19年度の大仙市固定資産台帳の資料によると、本市では住家は35,590戸であるが、昭和56年以前に建築された耐震性が不十分と推計される住宅は20,975戸(約59%)あります。(表2-1、表2-2、表2-3)

昭和57年以降に建築された耐震性が十分とされる住宅については、14,615戸(約41%)あります。

また、昭和56年以前に建築された住宅については、県促進計画を参考にすると約300戸が耐震化されていると推計されます。

住家は約98%が木造で占められており、その耐震化が急がれます。

表 2-3 住宅の耐震化の状況

住 家	耐震性区分	
	(戸数・割合)	うち木造住家 (戸数・割合)
全 住 家	35,590戸 (100.0%)	うち木造住家 34,820戸 (100.0%)
	耐震性を満たすと推計される 住家 14,615戸 (41.1%)	うち木造住家 14,111戸 (40.5%)
	耐震性が不十分と推計される 住家 20,975戸 (58.9%)	うち木造住家 20,709戸 (59.5%)

※平成20年3月31日現在：大仙市固定資産台帳より

③ 特定建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法では、学校、運動施設、病院、診療所、劇場、集会場、店舗、ホテル、旅館、共同賃貸住宅等多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（以下「特定建築物(表2-5)」という。）について耐震化に努めるよう規定しています。

市内には、93棟の特定建築物があります。

④ 市所有特定建築物の耐震化の現状

市所有の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況について、各用途に分類したものを表2-4に示しました。

対象建築物の合計72棟のうち、耐震化済みの建築物は1棟です。

表 2-4 市所有特定建築物の耐震化状況

建 物 用 途	対象棟数 (旧耐震) (a)	耐震診断 実施棟数 (b)	耐震性の 確認棟数 (c)	耐震化済 棟 数 (d)	新 耐 震 棟 数 (e)	耐震化率 (%) $\frac{(c+d+e)}{(a+e)}$
学 校	63	7	7	0	52	51.3
庁 舎 等	3	0	0	0	5	62.5
医 療 施 設	0	0	0	0	1	100.0
そ の 他	4	1	0	1	0	25.0
公営住宅等	2	1	1	0	8	90.0
合 計	72	9	8	1	66	54.3

※ 平成20年3月現在。対象棟数は昭和56年以前に建築された特定建築物

※ 新耐震棟数は昭和57年以降に建築された特定建築物

※ 学校については構造別、用途別及び分割される棟ごとで表示しています。

表 2 - 5 特定建築物一覧表

法	用 途	特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模要件	
耐震改修促進法第6条第1号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		車両の停留場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	同2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
	同3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

### 3 大仙市で想定される地震の規模及び被害状況

#### (1) 想定される地震の規模

想定地震は、秋田県地震被害想定調査(平成9年3月)において過去の歴史地震や周辺活断層、将来の地震発生に関する学術的な知見を集約し、秋田県内5箇所(表3-2、図3-1)のモデルの中から、大仙市に最も影響のある次の2地震(表3-1)を想定します。

##### ア 陸羽地震モデル

この地震は、明治29年(1896年)に、千畑町、大曲市等の仙北平野の中北部に大きな被害をもたらしたマグニチュード7.2(±0.2)と推定されている地震で、千屋地震断層やその他の地震断層を出現させたものであり、大仙市に大きな影響が出る地震として想定しました。

##### イ 強首地震モデル

秋田仙北地震ともいわれ、大正3年(1914年)に仙北平野の西北部を中心に大きな被害をもたらしたマグニチュード7.1と推定されている地震で、大仙市に大きな影響が出る地震として想定しました。

表3-1 大仙市に大きな影響がでると想定した地震

想定位地震	マグニチュードM	対象地域	備考
地震C (陸羽地震モデル)	7.2	大仙市、仙北市、美郷町 横手市	Mは7.2(±0.2)の中間値を採用、破壊方向はNEからSW
地震D (強首地震モデル)	7.1	大仙市、横手市、湯沢市	Mは記録上の推定値を採用、破壊方向はNからSへ

表3-2 秋田県内の被害想定対象  
地区一覧

想定地震	対象地域
地震A (天長地震モデル)	秋田市 五城目町 三種町 天王地区
地震B (能代地震モデル)	能代市 大瀧地区 三種町
地震C (陸羽地震モデル)	大仙市 美郷町 仙北市 横手市
地震D (強首地震モデル)	大仙市 湯沢市 横手市
地震E (秋田沖地震モデル)	由利本荘市 男鹿市 にかほ市

図3-1 断層モデルの位置

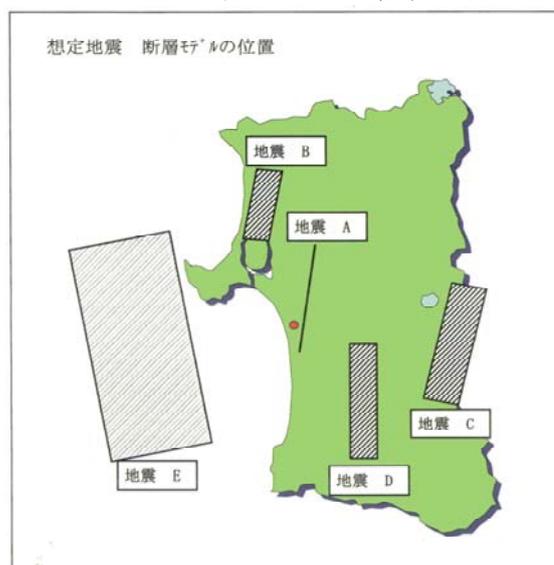


図3-2 震度分布(陸羽地震モデル)

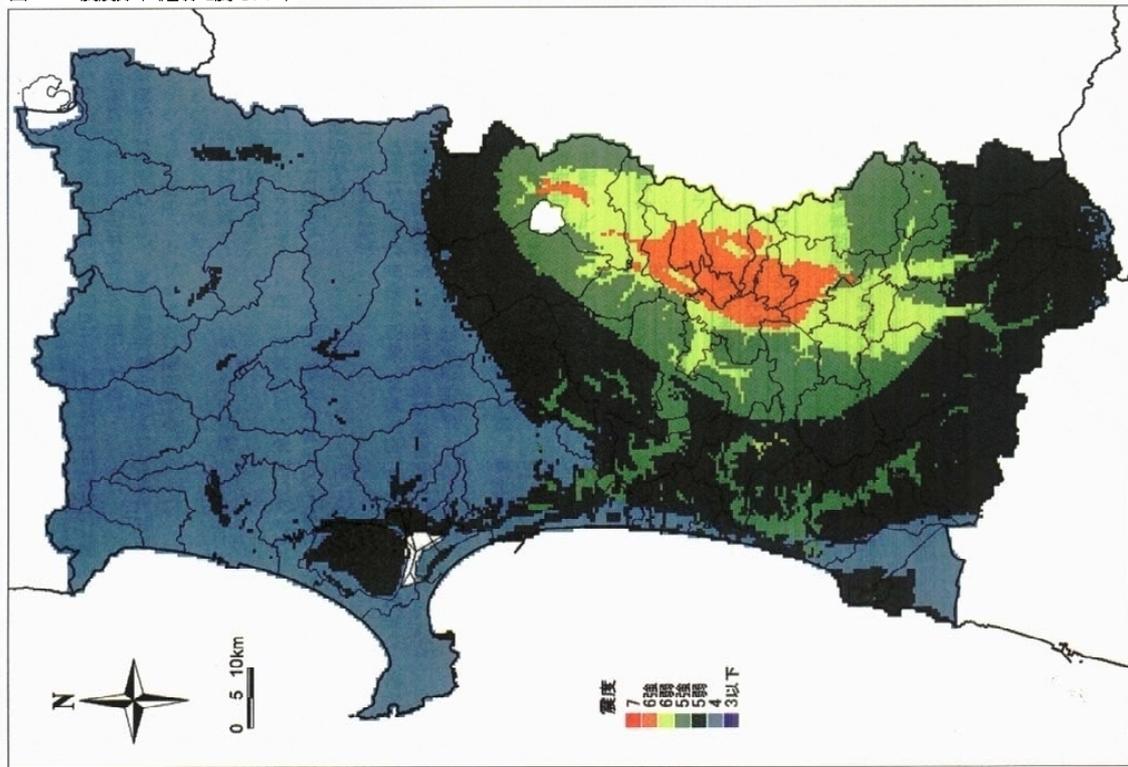


図3-3 液状化危険度分布(陸羽地震モデル)

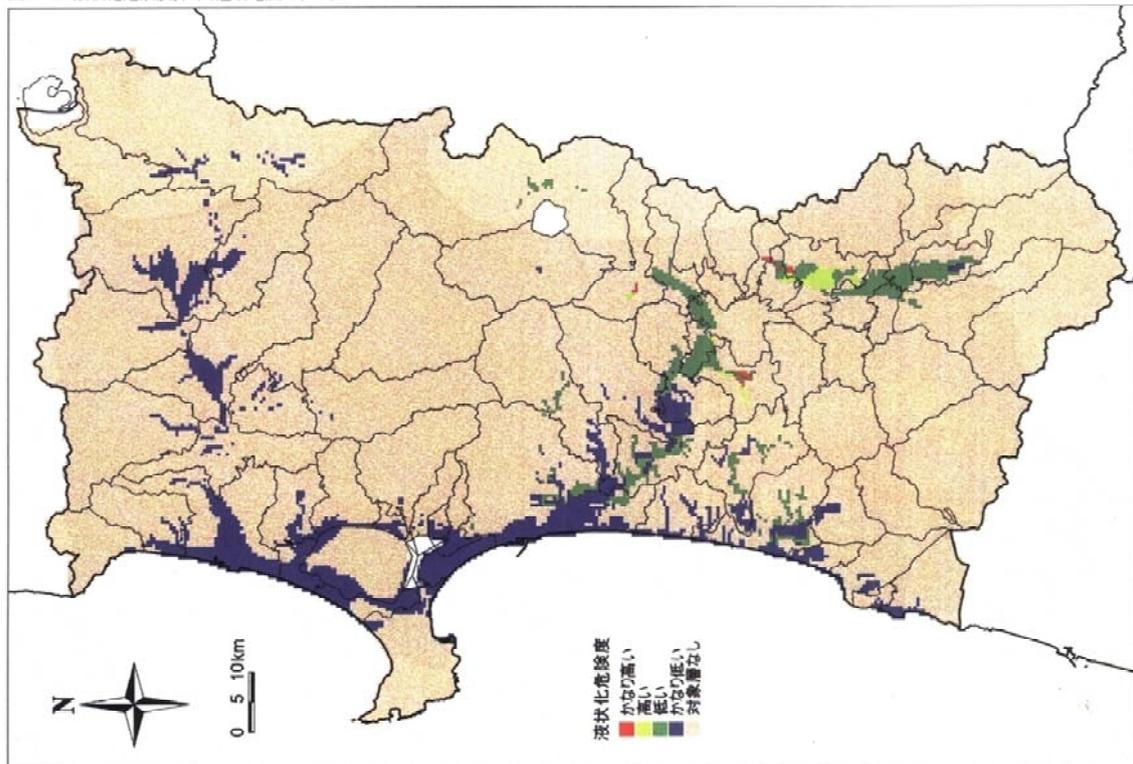


図3-4 震度分布(強首地震モデル)

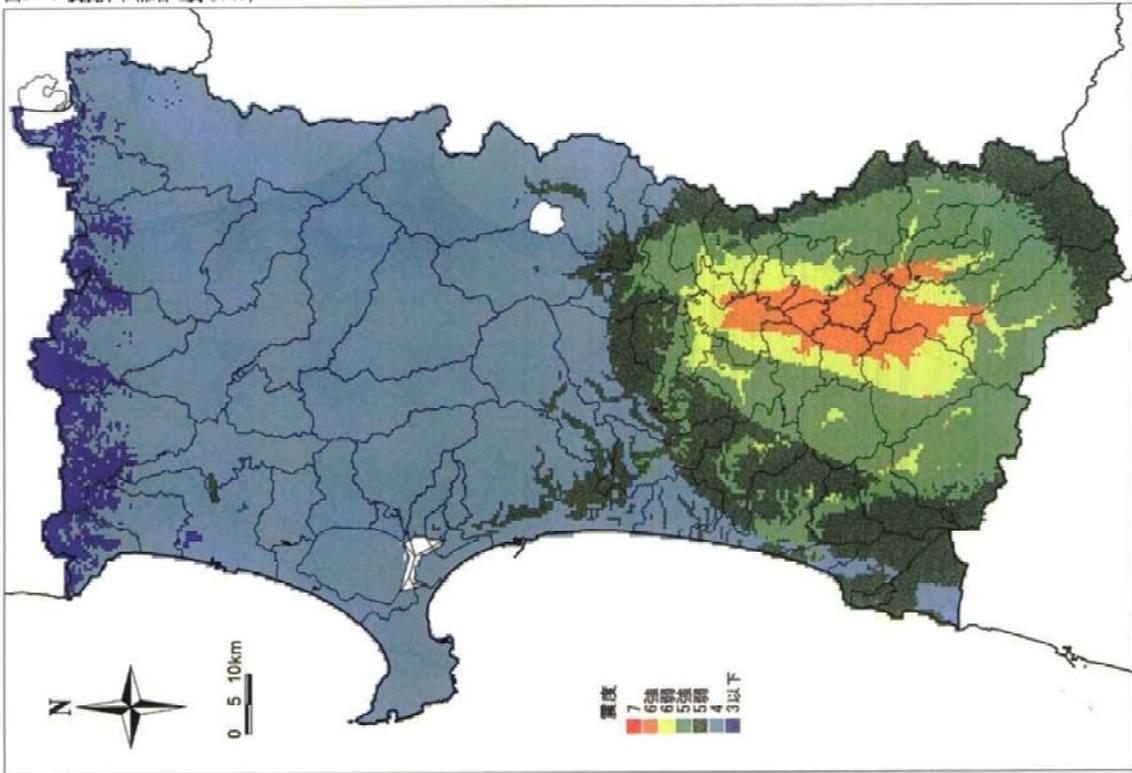
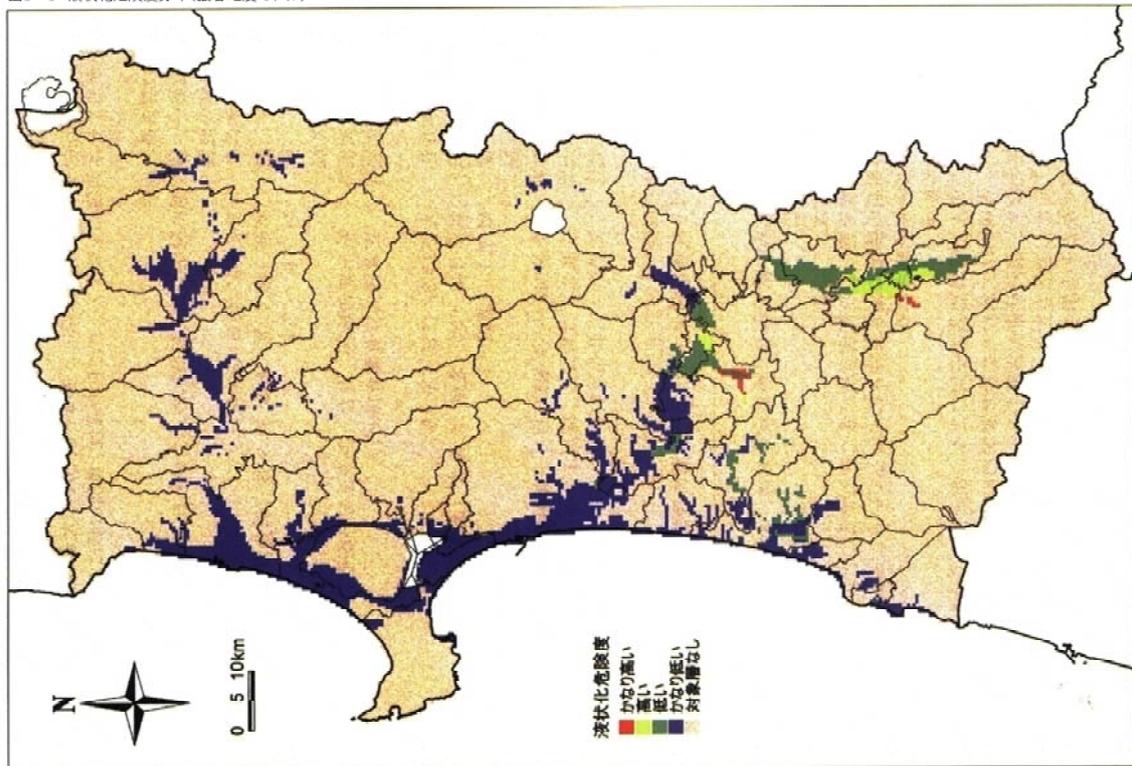


図3-5 液状化危険度分布(強首地震モデル)



(2) 想定される被害の規模

① 建築物の被害の想定

建築物の被害は、秋田県地震被害想定調査(平成9年3月)における被害想定を用いることにし、被害の原因を震動による被害と液状化による被害を想定しました。

大 破：倒壊及び現状のままでは住めない状況

中 破：そのままでも住める状態ではあるが、かなりの修復を必要とする状況

ア 表3-2 陸羽地震モデル

	現状棟数※	大破件数	中破件数
木造建物	38,015	7,025	7,118
非木造建物	2,871	36	47
合計	40,886	7,061	7,165

※平成20年3月31日現在：大仙市固定資産税台帳より

イ 表3-3 強首地震モデル

	現状棟数※	大破件数	中破件数
木造建物	38,845	5,396	6,414
非木造建物	2,439	13	25
合計	41,284	5,409	6,439

※平成20年3月31日現在：大仙市固定資産税台帳より

② 人的被害の想定

居住人口を対象として以下の人的被害を予測しました。

死 者：地震の震動による建造物の倒壊に伴う圧死など、地震による直接的な影響による死者

重 傷：入院が必要とされる程度のけがを負った人

軽 傷：入院は必要としない程度のけがを負った人で実際に病院で手当を受ける割合は3割程度で、7割は家庭内で処置が可能な程度

被災者：地震によって住む家を失う住民、全壊、大破または消失した家屋に住んでいた人

避難者：地震によって住む家を失い、あるいは半壊・中破した家屋が修復して住めるようになるまで避難する住民

ア 表3-4 陸羽地震モデル

居住人口※	死者数	負傷者数		被災者数	避難者数
		重傷	軽傷		
65,467	391	290	5,486	17,919	35,232

※平成20年3月31日現在：大仙市統計調査より

イ 表3-5 強首地震モデル

居住人口※	死者数	負傷者数		被災者数	避難者数
		重傷	軽傷		
68,064	362	231	4,371	13,869	29,390

※平成20年3月31日現在：大仙市統計調査より

③ その他被害の想定

火災、ライフラインの被害については、「大仙市地域防災計画」での被害想定を用いることとし、表3-6に想定地震ごとの各被害数値をまとめました。

④ 地震被害に対する積雪等の影響

積雪は震災による建物被害・人的被害を拡大させる要因となることが予想されます。

特に、冬季の暖房機の使用による出火の増大や、地震動と積雪荷重による家屋倒壊の拡大、雪崩の下敷きになる人的被害など、また雪による障害のために応急対策の実施が阻害されると予想されます。

積雪時には、除雪作業による雪壁が地震時に崩壊し、緊急輸送道路等交通の妨げになると予想されます。

表3-6 想定地震の諸元および被害想定一覧

項 目		想定地震		陸羽地震モデル	強首地震モデル
		延 長			
上水道施設	導・送水管	延 長		5, 530km	5, 530km
		被害箇所		10箇所	10箇所
	配水管	延 長		69, 110km	69, 110km
		被害箇所		194箇所	187箇所
電力施設	配電線	指示物数		13, 954基	13, 954基
		指示被害			
		(折損倒壊)		12基	12基
		(焼 損)		353基	352基
		架空線数		41, 862本	41, 862本
		架空被害			
		(断 線)		105基	103基
(溶 断)		1, 060基	1, 057基		
通信施設	市内系ケーブル	指示物数		12, 679基	12, 769基
		指示物被害			
		(折損・倒壊)		13基	13基
		(焼 損)		323基	322基

※大仙市地域防災計画（平成19年2月）より

## 4 計画の基本方針・目標

### (1) 基本方針

市促進計画は、地震による建築物等の倒壊又は損傷により生ずる人身被害及び物的被害を防止・軽減させることを目的として、既存建築物等の耐震化の促進を図ることを基本的な方針とします。

### (2) 所有者等の主体的役割

住宅・建築物の所有者及び管理者が、自らの責任においてその安全性を確保することが建築物防災対策上の原則です。また、被害情報収集や災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者にあると考えられます。

このような認識に基づき、本市の建築関係団体及び建築物所有者等は、既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進のため、以下の事項の実施また啓発に努めます。

#### ① 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者又は管理者は、安全・安心に暮らすために、自らの問題地域の問題として意識を持って、地震防災対策としての耐震化に取り組む必要があります。

#### ② 建築士・建築業者の役割

建築士・建築業者は、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物のストック形成に取り組むこととして、耐震化に関する技術力の向上に努め、また地震防災対策のため、住宅・建築物の耐震化の普及・啓発に努める必要があります。

#### ③ 本市の役割

安全・安心については、地方公共団体の重要な責務であり、県及び関係団体とも連携を図りながら、誰もが耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備を整えるため次のことに努めます。

ア 地域固有の課題を勘案のうえ、大仙市耐震改修促進計画を策定

イ 各種推進組織・自治会等への参加による地震防災対策

ウ 市民に対し、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及、啓発、情報提供、相談窓口の設置

エ 市所有建築物の耐震診断・耐震改修の計画的実施

オ 耐震診断・耐震改修に関する助成措置の充実

### (3) 計画の対象地域・対象建築物

#### ① 対象地域

市促進計画は大仙市内全域を対象とします。

その中でも、地震防災マップ(7(1)参照)において被災する危険性が高いと判断された地域については、重点的に耐震診断・耐震改修の促進に努めることとします。

## ② 対象建築物

建築物の用途、規模、構造及び建築年度等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震改修等を行う必要性のある建築物で、昭和56年の建築基準法改正の新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)より前に建築された建築物を主に対象とします。

### (4) 住宅・建築物の耐震化の目標

#### ① 住宅の耐震化の目標

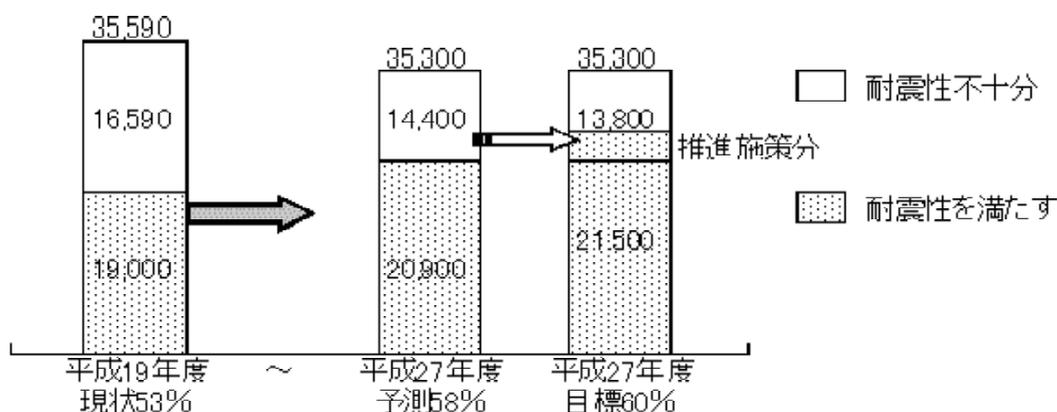
県促進計画及び国における住宅の耐震化の状況を参考にした場合、本市の住宅について、平成19年度末現在、総数35,590戸のうち、約19,000戸(約53%)の住宅が耐震性を有していると推計されます。また、耐震改修のペースは年間約50戸と推計されます。

本市では、地震による人的被害及び物的被害を軽減させるため、耐震性を有している住宅を平成27年度末までに60%とすることを目標とします。

現状のペースで耐震化が進んだ場合、平成19年度末時点で耐震性を有している住宅の推計約19,000戸は、平成27年度末時点では推計約20,900戸になります。

今後目標を達成するためには、住宅の耐震改修のペースを現状の約2倍に推進することが必要となります。

グラフ4-1 住宅の耐震化の現状、予測及び目標



#### ② 特定建築物の耐震化の目標

耐震改修促進法第6条第1号に規定する特定建築物(表2-5)については、国及び県における耐震化の状況を参考とした場合、本市の特定建築物は、平成19年度末現在で、総数93棟(市所有72棟、他団体等所有21棟)のうち66棟(約70%)が耐震性を有していると推計されます。

本市では、地震による人的被害および物的被害を軽減させるため、耐震性を有している特定建築物を平成27年度末までに90%とすることを目標とします。

### ③ 公共建築物の耐震化の目標

公共建築物は、災害時の避難場所や応急処置、また情報収集や災害対策が行われるなど多くは応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設として機能確保の観点から、速やかに耐震化を図る必要があります。

公共建築物のうち、平成19年度現在、市所有特定建築物の耐震診断の状況は表2-4のとおりで、耐震性を有する棟数の占める割合は約54%であります。このような状況において、市所有の特定建築物については、平成27年度末までに100%の耐震化を図ることを目標とします。

また、防災上の重要な拠点施設及び多数の市民が利用する施設等の耐震化を優先し、将来的に存在する全施設の耐震化を目標とします。

特に学校施設については、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であることから、耐震化を急ぐ必要があります。

表4-1 住宅・建築物の耐震化率の目標

震化率 建築物種別	現状の耐震化率 (平成19年度)		目標とする耐震化率 (平成27年度末)	
	県	市	県	市
住宅	63%	53%	80%	60%
特定建築物	71%	70%	90%	90%
市等所有特定建築物	54%	54%	100%	100%

## 5 総合的な安全対策

地震時の総合的な安全対策について、建築物防災週間の機会に防災視察を実施する等県や関係機関と連携してその重要性について周知・啓発に努めます。

### ① 火災に対する安全対策

地震が発生したときには、家屋の倒壊とともに、冬季における暖房器具の使用により出火が多発することが予想されます。更に、各建築物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となって消防活動が困難になり火災の拡大がもたらされることも予想され、その対策が求められます。

### ② 倒壊、落下物に対する安全対策

地震による被害の教訓として、新潟県中越地震では、敷地の崩壊などにより危険となった住宅が多くみられ、福岡県西方沖地震では、ブロック塀の倒壊により人身被害が発生するなど、敷地やブロック塀等の安全対策が求められています。また、地震時の建築物の窓ガラスの飛散、大規模空間を持つ建築物の天井落下、外装タイルの剥落、広告看板等の工作物の破損落下による被害が予想されます。

### ③ エレベーター内の閉じ込め等防止対策

地震時における建築物のエレベーター内の閉じ込めなどを防止するため、初期微動を感知し最寄り階に停止し、ドアを開放する装置などの地震対策が求められます。

## 6 耐震化促進の施策

### (1) 住宅・建築物の耐震化

#### ① 耐震化の普及・啓発

本市では、過去の陸羽地震・強首地震を例とした地域ごとの予測震度、被害想定などについて情報提供するとともに、耐震化技術、法律、税制、融資制度などの地震対策に関する情報を、パンフレットやホームページなどの多様な手段により所有者や居住者等に提供します。

近年では、昭和58年5月にマグニチュード7.7 震度5の日本海中部地震など頻繁に地震が発生しており、それらの情報を参考にしながら地震に対する対応の緊急性や耐震診断・耐震改修の必要性について周知に努めます。

#### ② 耐震診断・耐震改修の促進と支援

住宅・建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施すべきことですが、耐震診断や耐震改修には一般的に相当の費用を要します。そのため、耐震化を促進する上では、所有者等の費用負担の軽減を図る方策が有効であると考えられます。

本市が平成20年9月に実施したアンケート調査によると、グラフ6-1からグラフ6-6のように、耐震診断及び耐震改修の需要やそれらに係る費用の軽減の要望が多いことから、目標である耐震化60%を達成させるためには、木造住宅について、国の「住宅・建築物耐震改修等事業」などを活用した耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の創設に努めます。

特に、避難場所、避難通路、避難輸送道路に沿った住宅については、耐震化支援の促進を図ります。

#### ③ 特定建築物・特定建築物以外の建築物の耐震化の促進

特定建築物・特定建築物以外の建築物(次のアからオまで)についても、②と同様に耐震診断や耐震改修の促進に努めます。

ア 被災後復旧活動の拠点となる公共性の高い建築物

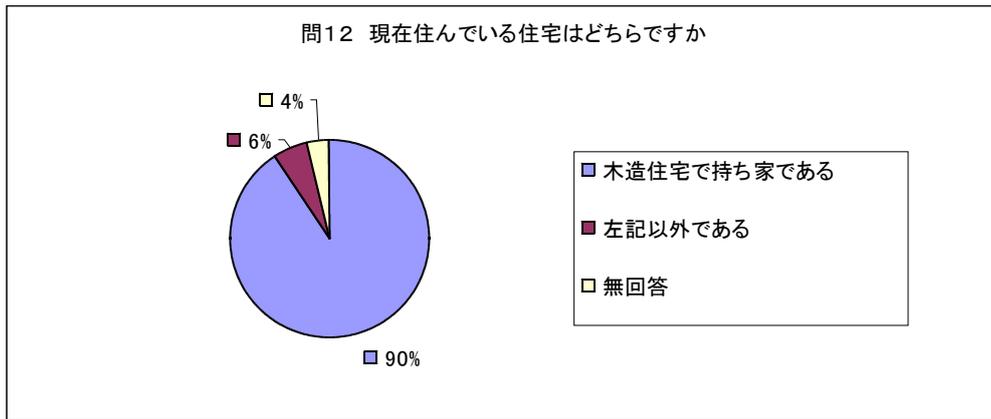
イ 高齢者・身体障害者等災害弱者が利用する施設

ウ 多数の者が利用する施設

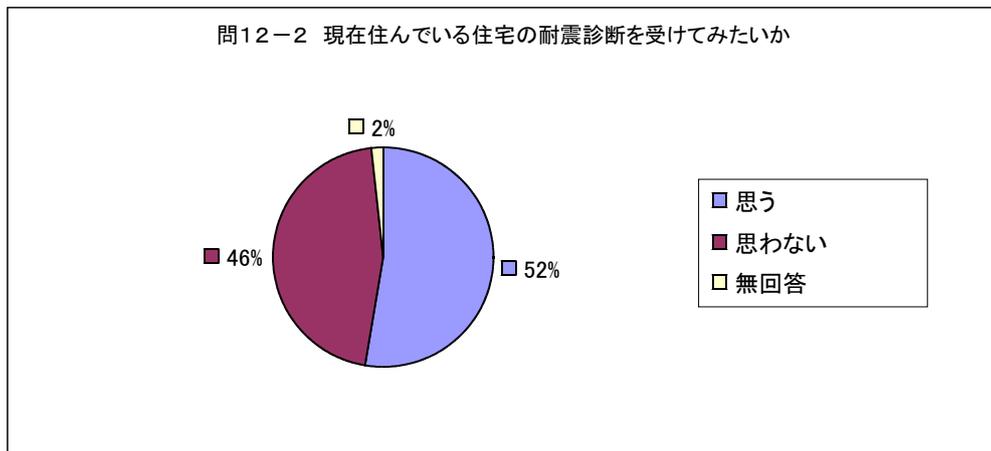
エ 住宅(大規模な分譲共同住宅含む。)

オ 形態、構法、構造壁の配置、建築年代等からみて耐震性が劣ると考えられる建築物

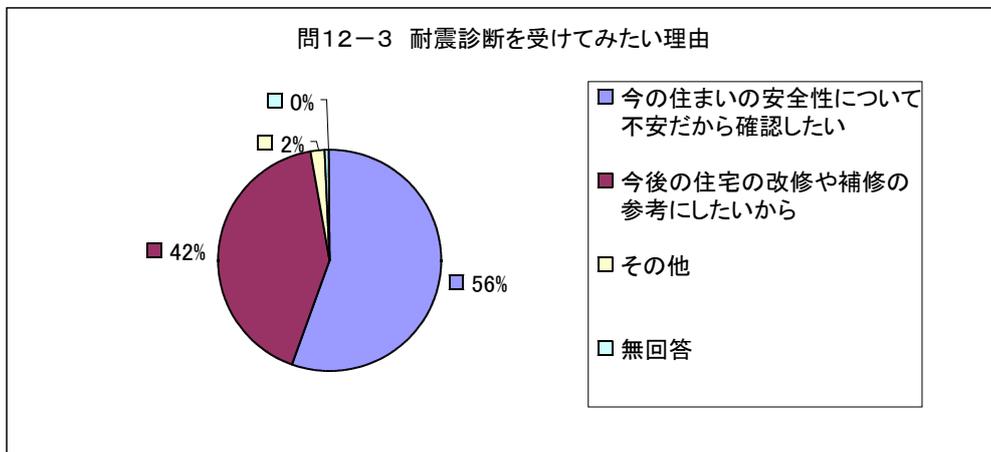
グラフ 6 - 1



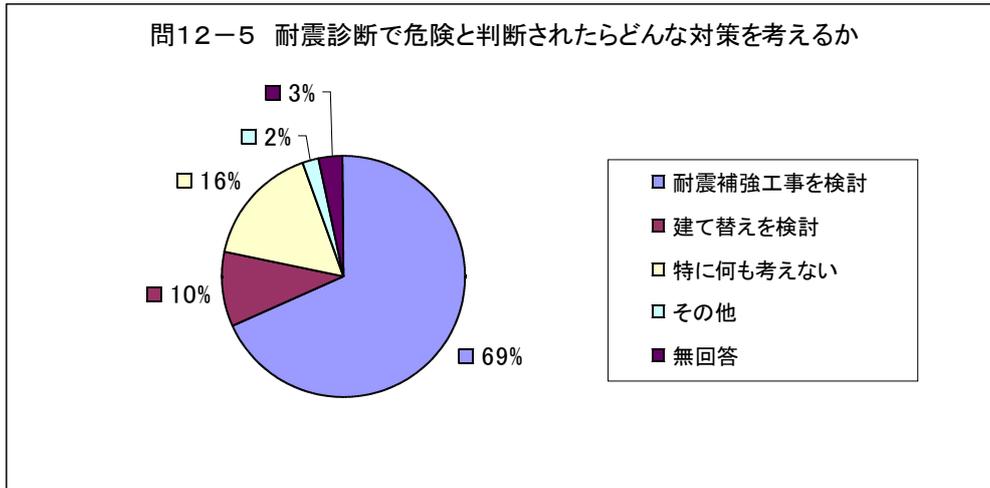
グラフ 6 - 2



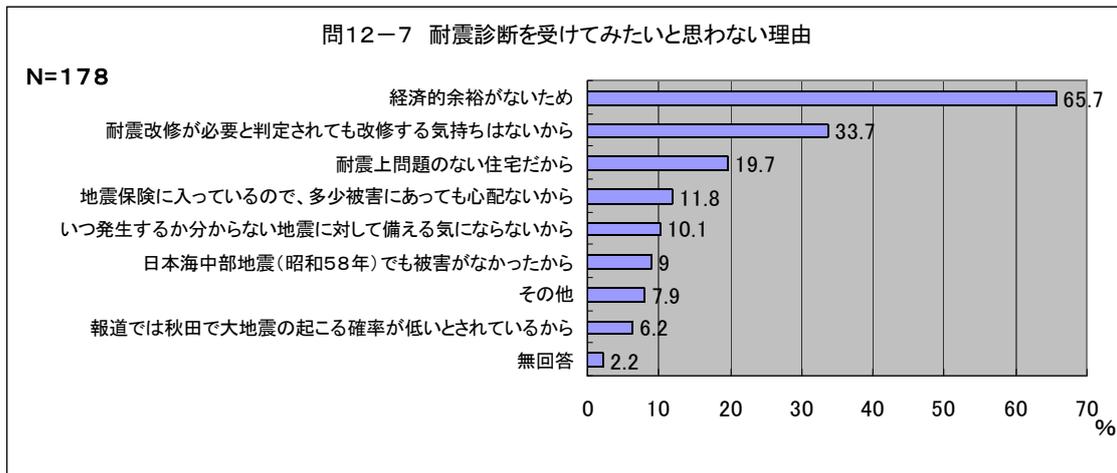
グラフ 6 - 3



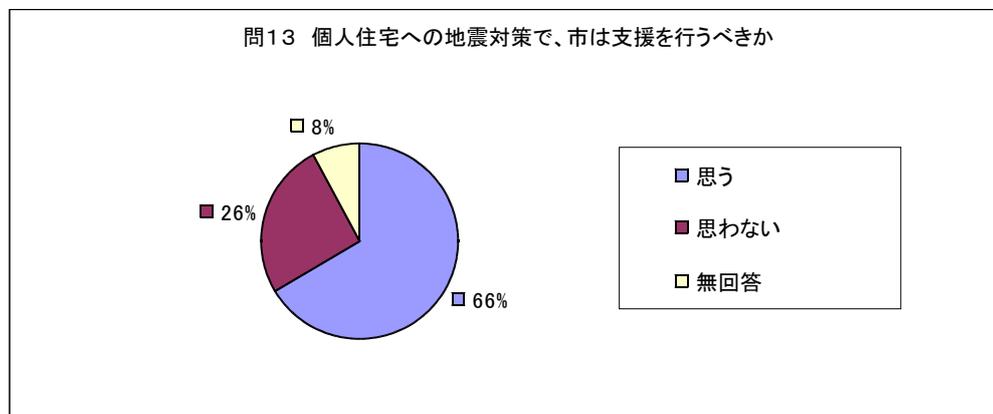
グラフ 6-4



グラフ 6-5



グラフ 6-6



## (2) 市所有建築物の耐震化と管理

### ① 管理台帳の整備

本市は、市所有の建築物について、管理者、規模、構造、用途、建築履歴、耐震診断、耐震改修の有無等からなる台帳を整備し耐震化の状況を把握します。

### ② 耐震性の保持

新耐震設計基準の施行日、昭和56年6月1日以後に建築された建築物についても必要に応じて耐震診断を行ない、耐震化が必要な場合には耐震改修を行なうなど耐震性の保持に努めます。

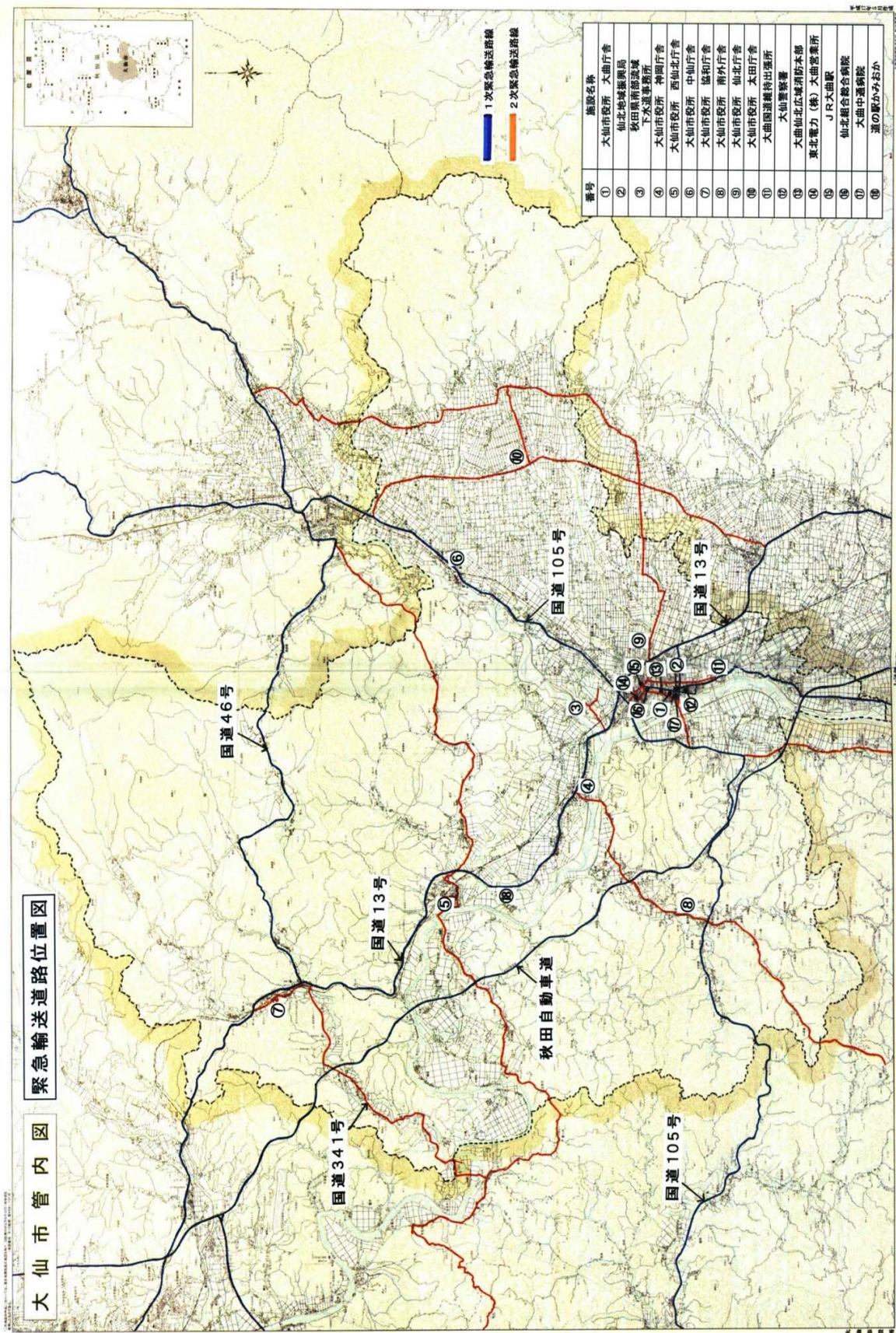
## (3) 地震時に通行を確保すべき道路

「大仙市地域防災計画」において指定する地震等の災害時における効率的な「緊急輸送道路」(図6-1)については、地震時に通行を確保すべき道路として県促進計画の中で指定されています。この道路の沿線地域の不燃化・耐震化を促進し、倒壊建築物その他による障害物の発生を最小化するよう努めます。

また県が指定している緊急輸送道路と併せて、市内において指定されている道路(市道)についても、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づいて建築物の耐震化を促進すべきものとして指定します。

なお、緊急輸送道路(図6-1)については、関係機関(国・県・警察・消防等)による見直しの際には、沿道の建築物についても合わせて耐震化の検討を行います。

図 6 - 1 緊急輸送道路



## 7 地震に対する安全性の向上に向けた啓発及び知識の普及に関する施策

### (1) 地震防災マップの作成・公表

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるようにするため、発生のおそれがある地震による危険性の程度を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)を、今後概ね3年を目途に作成し、町内会や各種メディアを活用して普及・啓発に努めます。

### (2) 相談窓口の設置

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっています。

この課題に対応するため、市では平成18年度から設置しているリフォーム相談窓口において、市民からの耐震診断・耐震改修にかかる相談について、県が設置している相談機関を紹介したり、助成制度等の情報提供を行ないます。

### (3) 啓発及び知識の普及

耐震診断・改修に関する事業の推進に資するため、パンフレットの作成及び配布により助成制度概要等について市民へ情報提供を行ないます。

また、広報誌やホームページを活用し、できるだけ多数の市民に情報が提供されるよう工夫します。

### (4) 地域との連携に関する方針

本市では、専門知識のある地域の専門業者、建築設計業者と情報を共有するとともに、行政区や自治会(町内会)での地震防災対策への取り組みの推進を図り、意識の高揚に努めます。

## 8 関連施策

本市では、耐震診断・耐震改修の円滑な推進を図るため、建築関係団体・民間の建築物所有者団体等とも連携を図りながら、建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うとともに、推進体制の整備・拡充を行い、本計画の推進を図ります。